

# 危険木伐採等にかかる費用を 補助します

住宅等への倒木被害から人命および財産を保護し、適正な里山環境を維持するとともに、自主的な里山環境の維持保全の促進を図ることを目的として、市内の危険木の伐採等の里山林整備を行う者に対して、その経費の一部を補助します。

## 危険木とは

森林法第2条に規定する森林内にある胸高の直径20センチメートル以上かつ樹高5メートル以上で、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある建造物又は公道に被害を与えるおそれがある樹木



## 補助の対象者

- (1) 危険木を所有する者
- (2) 危険木の倒木により被害を受けるおそれのある建造物の所有者等で伐採の承諾を得ている者

※ただし、(1)と(2)が同一もしくは生計が同一である場合は対象外となります。

## 補助金の額

危険木の伐採および適正な危険の除去に必要な里山林整備に要した費用の2分の1以内

(上限20万円、1000円未満の端数切り捨て)

※ただし、予算で定めた額の範囲内となります

※※1人(その生計同一者を含む)につき1年度内において1回限りとなります



補助制度の内容は右の二次元コード、「三田市 危険木伐採等事業補助金」で検索、または三田市里山保全課までお問い合わせください。



## 問い合わせ・申し込み先

〒669-1595 三田市三輪2-1-1 三田市役所 里山保全課

TEL : 079-559-5226 FAX : 079-556-8153

E-mail : satoyama@city.sanda.lg.jp

”「里山」それは、暮らしを支え、生きものを育む半自然”